

1 趣旨・目的

本市では、令和3年度に策定した「下妻市再生可能エネルギー導入計画」において、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための脱炭素シナリオを設定しており、本事業は、脱炭素社会構築に向けた施策の一つとして、調整池を活用した再生可能エネルギーを導入するものである。

PPA方式等により調整池への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去する。これにより、再生可能エネルギーの地産地消の推進と、市域の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

事業の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本事業を実施するのに最も適した事業者（以下「事業予定者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

2 事業概要

(1) 事業名

調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業（水上太陽光導入事業）

(2) 事業内容

事業者は、公有財産の貸付を受け、市内の工業団地調整池に太陽光発電設備を導入する。当該設備で発電した電力を電力会社が保有する送配電網を経由して市内の事業所等に供給する。

なお、本事業の詳細は別紙「調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 参加資格等

(1) 参加資格

プロポーザル参加資格要件及び事業実施上の条件は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 当該実施要領の公告日から契約締結日までの期間に、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により、更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき、再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生開始手続開始の決定を受けたものであっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされてなかったものとみなす。
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団及び同条6号に規定する暴力団員でないこと。

⑤ 下妻市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

⑥ 国税又は市税に滞納がないこと。

(2) プロポーザルの成立

本プロポーザルの参加者が1者の場合も、本プロポーザルは成立するものとする。

4 実施スケジュール

項目	日程
公告	令和7年2月3日(月)
質問書受付期限	令和7年2月10日(月)午後5時まで
質問書回答日	令和7年2月14日(金)
参加表明書受付期限	令和7年2月21日(金)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年2月28日(金)
企画提案書等提出期限	令和7年3月14日(金)午後5時まで
審査委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年3月24日(月) (予定)
審査結果通知 (発送)	令和7年3月下旬 (予定)

5 書類提出等

(1) 公告・実施要領等の配布

配布開始日	令和7年2月3日(月)から
配布資料	① 調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業実施要領 ② 調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業仕様書 ③ 参加表明書兼誓約書 (様式1) ④ 参加資格項目チェックリスト (様式2) ⑤ 会社概要及び導入実績 (様式3) ⑥ 質問書 (様式4) ⑦ 企画提案書 (様式5)
入手方法	下妻市ホームページからダウンロードするものとする。

(2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり、すべて質問書 (様式4) を提出するものとする。

受付期間	令和7年2月3日(月)から令和7年2月10日(月)午後5時まで
提出方法	① 電子メールにより環境課のメールアドレスまで送付すること メールアドレス kankyo@city.shimotsuma.lg.jp ② 質問書の提出は、各参加者1回までとする。
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和

	7年2月14日(金)に下妻市ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。
--	---

(3)参加表明書等の受付

受付期間	令和7年2月3日(月)から令和7年2月21日(金)午後5時まで
提出先	〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 下妻市市民部環境課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	① 参加表明書兼誓約書(様式1) 事業者の概要が分かる会社概要等が記載されたパンフレット等を添付すること。 ② 参加資格項目チェックリスト(様式2) ③ 会社概要及び事業実績(様式3) 過去5年以内に発電出力1メガワット以上の太陽光発電設備整備を実施した実績について記載する。 ※ 参加表明書等の提出後は、当該書類の内容変更・追加を認めない。

(4)企画提案書類等の提出

提出期間	令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)午後5時まで
提出先	〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 下妻市市民部環境課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	① 企画提案書(様式5)・・・1部 ② 企画提案説明書・・・各正本1部、副本(写し)8部 ※次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ(縦・横は自由)で作成すること。図面等でA3サイズの資料を添付する場合はA4サイズに折りたたんで綴りこむこと。 ・仕様書に基づく企画提案 ・想定発電出力及び温室効果ガス排出量削減効果 ・発電した電力の具体的な供給先 ・事業実施のスケジュール ・提案価格 ※ 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。

	<p>※ 企画提案書は20ページ以内とすること。</p> <p>※ 副本は、提案者の会社名及び会社名を類推できる表現（代表者名、企業ロゴ、メールアドレス、その他）を入れないこと。</p> <p>※ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。</p>
--	--

5 審査方法等

(1) 第1次審査

① 審査方法

提出された参加表明書等を審査し、令和7年2月28日(金)に、「参加資格審査結果通知書」を送付する。

※参加表明書の提出が3者を超えた場合、参加表明書と共に提出された様式3(2/2)事業実績届に記載された実績を基に1次審査を行い2次審査への参加者数の調整を行う。

② 審査項目

大規模太陽光発電設備の業務実績（最大5件）

※上記審査において評価点が同点となった場合、発電設備の規模（発電出力の合計）により判断する。

(2) 第2次審査

① 審査方法

本プロポーザルに係る「調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業公募型プロポーザル審査委員会（特別職を含む市職員8人で構成。）」（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

審査委員会は、「審査項目」に基づいて参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。選定に当たっては、合計点の最高得点者を契約候補者とする。

（特記事項）

ア 最高得点が同点の場合は、審査委員の投票により決定する。

イ 最高得点者が辞退又は失格となった場合は、次点者を契約候補者とする。

ウ 応募が1事業者であっても審査し、適否を決定する。

エ 合計点が6割を超えない場合は、失格とする。

② プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 実施日は3月24日（月）を予定日とし、確定後の実施日、場所等については、別途電子メールで通知する。

イ 審査の公正公平を期すため、参加者が特定できるような発言等をしないこと。

ウ 出席者は、3人以内とし、本事業に関する主たる担当者は必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは20分以内とし、その後ヒアリングを10分程度行う。

オ ディスプレイ（又はプロジェクター・スクリーン）及び電源は事務局で用

意する。その他、必要なPC機器等は各参加者で用意すること。なお、ディスプレイの規格等については別途電子メールで通知する。

カ 審査・評価に係る審査委員会は、非公開とする。

キ 新型コロナウイルス感染症等感染防止のため、プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等について、事前に通知のうえ変更する場合がある。

(3) 審査項目及び配点等

① 審査方法

審査項目及び各項目の配点は次のとおりとする。

審査項目	評価事項	配点
地域脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力を市内の事業所等に供給する具体的な提案となっているか ・設備容量に関する具体案が示され、CO2の削減効果が見込まれるものか 	30
事業スケジュール・事業実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか ・工事スケジュール、メンテナンス計画及び実施体制が妥当なものか 	20
緊急時・周辺住民への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか ・施設周辺への配慮（反射光・騒音・振動対策・安全対策等）がなされているか 	20
提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・価格の算出方法が適正で、市にとって有利なものであるか 	20
追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載はないが、地域貢献や市域の脱炭素に波及効果が見込まれるか 	10

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、決定後、審査を受けた者全員に「審査結果通知書」を発送して通知する。なお、審査の経緯及び結果に関する質問、説明要求、意見等は受付けない。

審査結果は、次に掲げる事項を市ホームページに公表するものとする。ただし、契約候補者とならなかった参加者の名称及び所在地は公表しない。

- ① 事業概要及び事業期間
- ② 契約候補者の名称及び所在地
- ③ 契約候補者及び契約候補者とならなかった参加者の評価点及び順位

6 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法等に適合しない場合。
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合。

- (3) 提出書類等に虚偽の内容が記載された場合。
- (4) 審査委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行った場合。
- (5) 契約候補者の選定から契約締結までの間に資金事情の著しい変化により、本業務の履行が困難であると認められた場合。
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと認められた場合。
- (7) その他、本要領に反すると認められた場合。

7 契約

(1) 契約手続

- ① 本プロポーザルにおいて契約候補者として選定された者から、契約の交渉を行う。なお、その際、企画提案書等の詳細について協議又は調整のうえ、企画提案等の内容を一部変更して契約する場合がある。また、当該企画提案書等（内容を一部変更した場合は、変更後の企画提案書等）については、契約書の内容に含むものとする。
- ② 契約候補者に辞退、もしくは事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、次点の者を契約候補者とするものとする。
- ③ 契約候補者と交渉が成立した場合において、公有財産の貸付を行うものとする。

8 その他

(1) 辞退

審査を辞退する場合は、辞退届（A4版 任意書式）を令和7年3月14日（金）午後5時までに、事務局まで提出すること。

(2) 費用負担

本プロポーザルの参加等に係る、提出書類の作成、プレゼンテーション等に要する費用は各参加者の負担とする。

9 問い合わせ先

下妻市 市民部 環境課 環境政策係（庁舎2階）

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所

電話：0296-43-8234（直通）

0296-43-2111（代表）内線2611

FAX：0296-44-7833

E-mail：kankyo@city.shimotsuma.lg.jp